参考資料10－２

第10回　ユニバーサルサービスワーキンググループ　参考資料

第８回及び第９回会合における事後質問等への回答

2024年７月２日

事務局

目次

第８回会合における事後質問等への回答

- ✓ ＮＴＴに対する会合中の質問・・・5
- ✓ ＮＴＴに対する事後質問・・・21
- ✓ KDDIに対する会合中の質問・・44
- ✓ KDDIに対する事後質問・・・46
- ✓ ソフトバンクに対する会合中の質問・・50
- ✓ ソフトバンクに対する事後質問・・・53
- ✓ 事務局に対する会合中の質問・・・57
- ✓ 事務局に対する事後質問・・60

第９回会合における事後質問等への回答

- ✓ ＮＴＴに対する会合中の質問・・64
- ✓ ＮＴＴに対する事後質問・・・68
- ✓ KDDIに対する会合中の質問・・71
- ✓ ソフトバンクに対する会合中の質問・・75
- ✓ ソフトバンクに対する事後質問・・・78

第８回会合における事後質問等への回答

第８回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問１　メタル縮退期の収支の計算において、メタル固定電話からの移行が虫食い状に進むか、エリア単位で移行していくかでメタル設備の残り方が異なり、赤字額も大きく変動しうるが、どれくらい変動があり得る数値なのか。

- 今回の試算は、2030年頃まではお客さまのお引越し等の申込を契機とした移行を前提としており、この期間についてはいわゆる虫食い状で移行が進むものとなります。
  一方で、円滑なメタル縮退に向けては、エリア単位での計画的・面的な移行が必要となりますが、その際には、ご利用中のお客さまへの丁寧な周知を行う期間が必要であること等を踏まえ、 本格的なエリア単位での計画的・面的な移行については2031年頃から進めていく前提で試算しています。
- エリア単位での計画的・面的な移行の具体的な計画については、設備効率の観点から、どのエリアから縮退を行うか、その際の縮退するエリア（業務区域）の単位をどのように設定するか（「メタル設備の線路敷設ルートごと」、「NTTビルの収容エリアごと」等）等を検討し、別途、お示ししていく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　2035年に想定される500万人の固定電話利用者をきちんと移行できるかは未知数であり、NTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省にてマイグレ委員会（電話網移行円滑化委員会）のような進捗を検証する仕組みが必要と思うが、どう考えるか。

- 加入電話から代替サービスへの具体的な移行計画については、今後策定し、公表していく考えです。
- また、マイグレ委員会（電話網移行円滑化委員会）のような進捗を検証する仕組みは、当社としても、移行を進めていく上での様々な課題に対して貴重なご意見等をいただきたいと考えており、積極的にご協力していく考えです。ただし、検証の際には、移行に支障が生じることが無いよう、過度な負担とならない方法で実施いただきたいと考えます。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問３　メタル縮退完了以前から新たな交付金制度をとのことだが、メタル固定電話の赤字を補填し続けると、結果としてメタルの縮退が進まないことに留意が必要であり、電話のユニバーサルサービス制度の在り方の議論の方向性が定まっていない中で、交付金の制度設計をするのは早計と考えるがどうか。

- メタルの固定電話の収支は今後も赤字額が拡大していく見込みであり、一方で、現状の交付金制度においては赤字額が増加しても交付金の規模が大きく変わることはないと考えられることから、当社としては、メタル縮退を早期に進めていく必要があると考えています。
- ご指摘のとおり、メタルの固定電話代替サービスが決まっていない段階で交付金制度の詳細の議論を行うことは早計だと考えておりますが、ユニバーサルサービス提供事業者が担う責務については、責務によって生じる赤字額がどのように補填されるのかがある程度判明しないと評価が難しいため、代替サービスに関する一定の方向性が見えた段階で、交付金の制度設計に関する議論も開始していくことが必要と考えます。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問４　モバイルのエリアカバーは電波割当て時の開設計画等、別の政策ツールで措置するものであり、また、そのために国民負担が増えるのも懸念であるため、MNOの未整備エリアにおけるエリアカバーをユニバーサルサービス制度の交付金で補填することは困難と考えるがどうか。

- 現行の電波法の枠組みでは、エリア拡大については、MNO各社が自主的に提出した開設計画等に基づき、実施されるものであり、必ずしも100%のエリア拡大を担保しているものではないと考えます。
- 加えて、提供済みエリアについても、今後、6G等の技術変化によるエリア縮小リスクやルーラルエリア等における過疎化によるエリア撤退・縮小が発生する等のリスクについては担保されておらず、国民の利便性の確保・保護の観点から、不用意にMNOに提供エリアを撤退・縮小させないための仕組みも必要と考えます。
- また、当社が試算した電話のパターン②及び④において、100%のエリアカバーを達成した際の赤字額は▲50億円/年となりますが、これはあくまで、MNOに発生する赤字額を試算したものであり、必ずしも当該赤字額をMNOに交付金として補填することを前提としたものではなく、補填の要否については別途議論が必要と考えます。なお、基地局開設計画によれば、2024年3月末でMNOエリア外人口が0となる計画もあり、その計画が達成された場合は当該赤字は発生しないものと考えます。

技術変化によるエリア縮小リスク

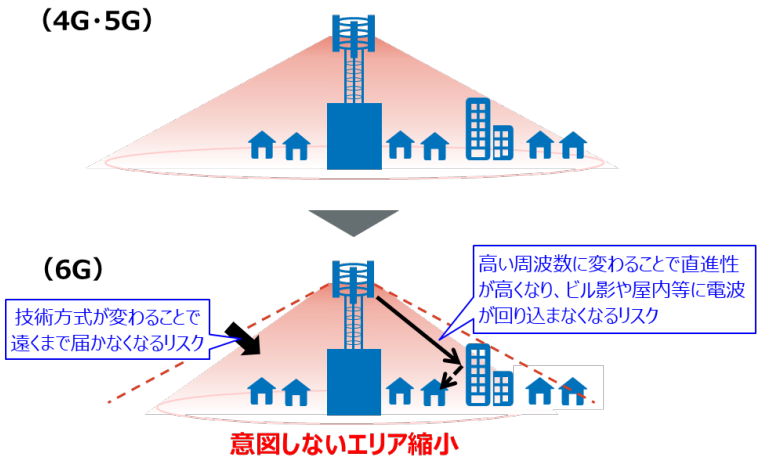

過疎化によるエリア撤退リスク

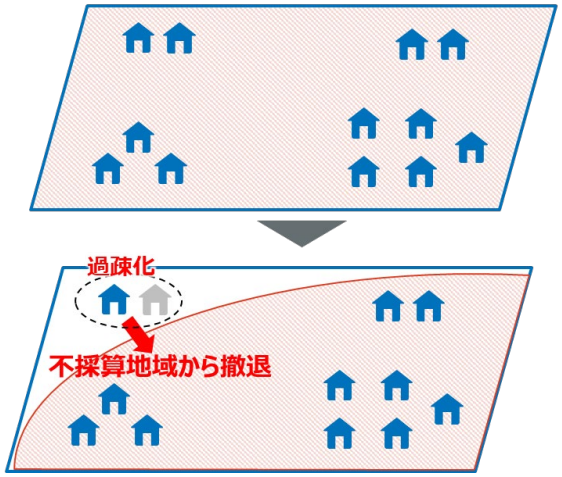

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問５　2030年前後からエリア単位での計画的・面的な移行を進めると説明しているが、移行先のサービスをあまり知らない人に対して単に勧奨するだけで移行は進まず、個別の家庭への説明等も必要になると思われる。そのコスト等も踏まえて、提示している期間内に移行させることは現実的に可能だと考えているのか。

- お客さまへのご説明については、今後のユニバーサルサービスとして位置付けられるサービスに応じてお客さまの選択肢も変わると考えられ、当社の移行計画や対応もそれに合わせて今後検討していきますが、代替サービスをどの案とする場合でも、移行先サービスについてお客さまにご理解いただけるよう、丁寧にご説明していく考えです。
- お客さまへの説明等の内容については、今後のユニバーサルサービスとして位置付けられるサービス等を踏まえて、具体的な方法を検討していく考えですが、電話網IP化の際に実施した、報道発表・ダイレクトメール等を用いたお客さまへの周知活動等に加えて、例えば、自治体様と連携を行い、対応すること等も検討し、お客さまのご理解を得ながら、円滑に期間内に代替サービスへ移行していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問６　固定電話ユーザの移行先の一つとして、NTT東西が提供するワイヤレス固定電話を勧めれば移行がスムーズになると考えられるが、ワイヤレス固定電話の要件がモバイル網固定電話の技術水準で良いとされれば、提供コストが安くなり、固定電話ユーザも移行しやすくなると考えるか。

- FAXや緊急通報時の番号変換の機能等はコスト単価の[redacted]を占めており、技術要件が緩和された場合、赤字額も縮小することが期待されますが、現在の方式から新たな方式に切り替える必要があり、新たな機能開発や設備構築を要するため、そのコストが追加で発生すると想定しています。
- また、ワイヤレス固定電話はMNOから調達したモバイル網に加えて、NTT東西もワイヤレス固定電話の固有設備を構築したうえで、NTT東西のネットワークとモバイル網の接続点を新たに構築することを前提としたサービスであり、モバイル網のコストに加えてNTT東西のネットワークにおいてもコストが発生するため、仮に技術要件が緩和された場合においても、モバイル網固定電話水準までコスト削減することは困難と考えます。

構成員限り

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問７　メタル固定電話から別サービスに移行する利用者の受入れ先がMNOのサービスのみであると、居住地点を変えるたびにどのサービスを受けられるか分からなくなる利用者も発生し得る。モバイル網固定電話をMNOから卸を受け、NTT東西のブランド名で提供する気はあるか。

- NTT東西がモバイル網固定電話をMNOから卸を受け、サービス提供するか否かについては、卸受けした際の中間コスト等を考慮した経済合理性とユーザの利便性のバランスを踏まえて、検討する必要があると考えます。
- モバイル網固定電話をMNOが提供する場合も、利用者の利便性を確保するためには、例えば、MNO各社からの合意を得た上で、加入電話からモバイル網固定電話へ移行するお客さまだけでなく、加入電話をご利用していないお客さまも含め、NTT東西がモバイル網固定電話のご利用を希望されるお客さまに対して、受付・ご提案・MNOへの取次ぎ等を実施し、ワンストップでご提供する仕組みを実現することが考えられます。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問８　NTT東西のワイヤレス固定電話のサービス提供も既に始まっており、その提供実績についても情報提供されたい。

- 他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可申請を行った時点（2024年3月）での、ワイヤレス固定電話のサービス提供区域は約2.3万町字で、当該エリアにおける加入電話の契約数は50万回線程度となっており、当該区域において、加入電話の新規申込や移転の申込があった際に、ワイヤレス固定電話をご案内しています。また、災害等の非常時においても、サービスの復旧にあたって、ワイヤレス固定電話を提供しています。
- ワイヤレス固定電話の提供実績は東日本：[redacted]回線、西日本：[redacted]回線となります。（2024年6月6日時点）

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問９　令和４年２月15日のユニバーサルサービス政策委員会のNTT東西の発表資料で、ワイヤレス固定電話の対象エリアは13万回線となり、1,360万回線の加入電話回線全体のうち、１％はワイヤレス固定電話で提供するという計画を出していたのだが、モバイル網固定電話や光回線電話によりユニバーサルサービスを確保するという電話の試算のパターン③または④の場合は、どのようにその計画を実現するのか。

- ユニバーサルサービス政策委員会でお示しした13万回線は、現行の法令で認められている、メタルケーブルでの提供・維持が著しく不経済となるエリアにおける、ワイヤレス固定電話の提供エリアにおける対象となり得る回線（加入電話）のうち、加入電話の交付金の対象に含まれ得るものをお示ししたものです。
- パターン③またはパターン④のように、モバイル網固定電話が新たにユニバーサルサービスとして位置付けられ、無線を活用した代替サービスの選択肢が広がった場合には、ワイヤレス固定電話の提供計画も、状況に応じて見直す必要があると考えます。

（参考）令和4年2月15日 ユニバーサルサービス政策委員会 NTT東西発表資料抜粋

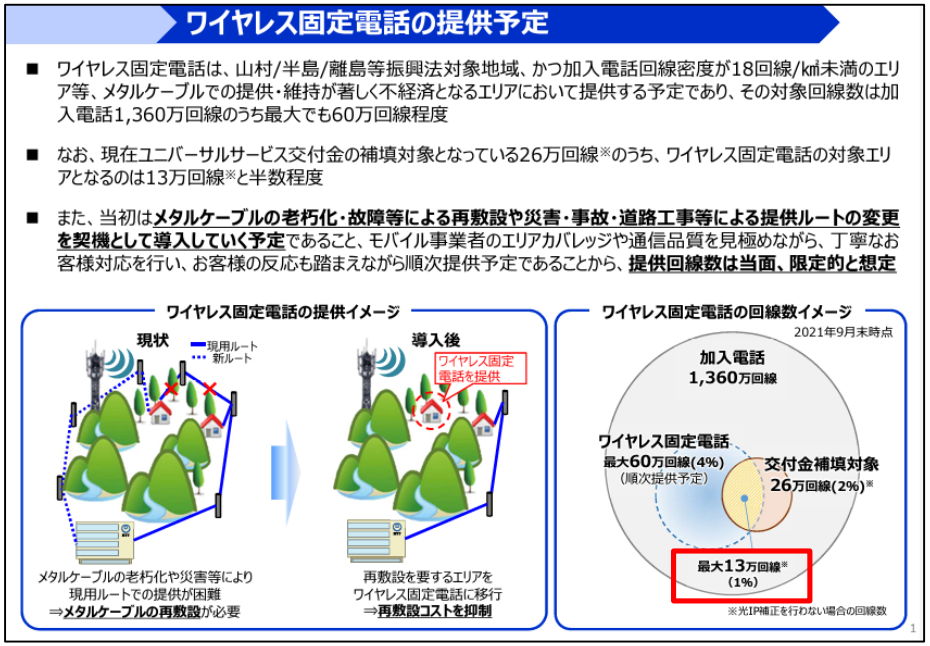

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問10　MNO各社のモバイル網固定電話の契約数を情報提供されたい。

- ドコモが提供する「homeでんわ」の2024年3月末時点での契約数は [redacted]契約となります。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問11　2035年にはメタル固定電話の代替サービスに全ての固定電話ユーザが移行済と考えると、電話のサービス提供事業者は全てMNOになる。他方、MNOにユニバーサルサービス責務を課すことはできないため、当然交付金の対象にはならず、交付金の対象が存在しない状態と思われるので、発表資料の８頁に記載の電話の新たな交付金制度の2035年度以降の使途について説明されたい。

- 第8回ユニバーサルサービスWGでの当社資料８頁に記載した「新たな交付金制度」は、現時点においては当社がお示しした電話のコスト試算パターン①から④のいずれの可能性もあるという前提であり、パターン①はNTT東西、パターン②～④はNTT東西とMNOそれぞれが責務の担い手になる（パターン④の場合であっても、ビル影等の不感エリアはNTT東西が光回線で提供）前提であり、MNOのみがユニバ責務を担う前提のものではありません。

	①	②	③	④
	「光回線電話」	「ワイヤレス固定電話 or 光回線電話」&「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」	「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）or 光回線電話」	「ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）」
責務の在り方	● NTT東西にあまねく提供責務	● NTT東西にあまねく提供責務 ● MNOもあまねく提供責務	● MNOは退出認可制により提供済エリアを維持 ● NTT東西はMNO未提供エリア（ビル影等含む）での最終保障提供責務	● MNOにあまねく提供責務 ● ビル影等の電波不感地域についてはNTT東西が最終保障提供責務
対象役務	● 現行制度どおり	● ワイヤレス固定電話（全国提供） ● ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）を新たに追加	● ワイヤレス固定電話（全国提供） ● ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）を新たに追加	● ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）を新たに追加
サービス提供範囲	● **光回線電話のみでカバー率100%**	● **ワイヤレス固定電話 or 光回線電話でカバー率100%** ● **ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）でカバー率100%**	● **ワイヤレス固定方式（homeでんわ等） or 光回線電話あわせてカバー率100%**	● **ワイヤレス固定方式（homeでんわ等）でカバー率100%** ● **ビル影等の電波不感地域についてはNTT東西が最終保障提供責務により光回線電話でカバー**

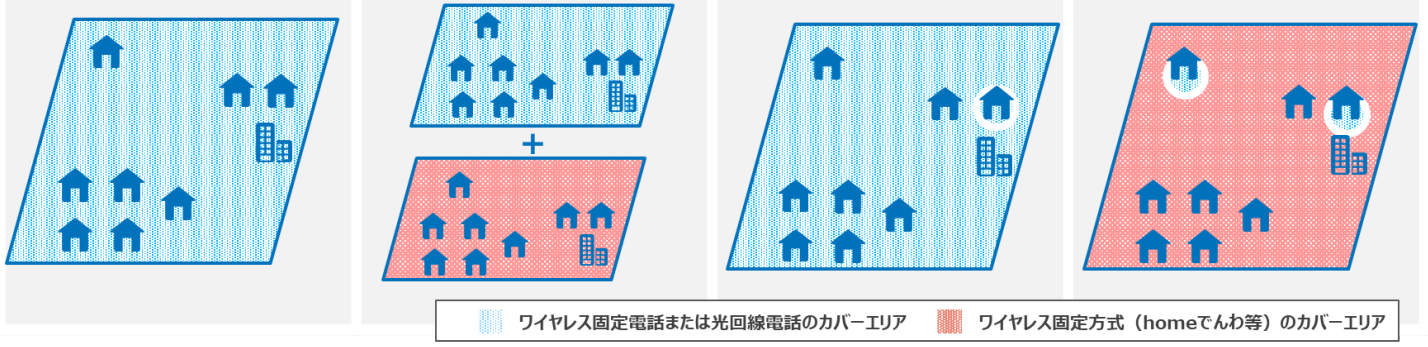

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問12　モバイル網固定電話をユニバーサルサービスの代替とすると考えるのであれば、加入電話と同等の品質要件にすることが必要と考えるところ、モバイル網固定電話の安定品質は、各社によってばらつきがあるがなぜか。特にドコモとソフトバンクでは、加入電話と同等の品質要件ではないようだが、混雑していたら音声が途切れることがあるのか。

- 「homeでんわ」は音声をパケットに変換し、データ通信により伝送するIP電話の方式を用いた電話転送により提供している一方、KDDI殿やソフトバンク殿が提供しているモバイル網固定電話は携帯電話の音声通信を用いた電話転送により提供していると想定され、方式の違いが安定品質の差分になっているのではないかと考えます。
- また、「homeでんわ」は音声をパケットに変換し、データ通信により伝送するIP電話の方式により提供を行っており、データ通信が輻輳した場合、品質が下がる可能性はございますが、仮にデータ通信が輻輳するようなエリアがある場合においては、基地局を増設する等の設備増築の取組みを行っています。
- なお、 現時点において、「homeでんわ」を利用しているお客さまからの、混雑して音声が途切れる・電話がつながらないといった苦情は把握しておりません。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問13　あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すことにより、提供側のコストが下がる以外に、メタルの縮退が円滑に進むなど、積極的な理由があれば示されたい。

- あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直し、NTT東西以外の事業者が提供するサービスもユニバーサルサービスの対象とする（どの事業者も提供していないエリアではNTT東西が提供責務を負う）ことで、お客さまが複数の代替サービスを選択できるようになることに加え、NTT東西の光未提供エリアにおいて、代替サービスが既に提供されている場合は、サービス提供までのリードタイムが大幅に短縮され、メタル縮退の円滑な推進が促進される効果があると考えます。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問14　あまねく提供責務から最終保障提供責務に変わった場合に、メタル設備が残っているのにサービスを縮退するということはあり得るのか。縮退する可能性があるなら、縮退する業務区域の単位をどのように考えているか。都道府県、市町村、町字の単位について考えがあれば聞きたい。

- あまねく提供責務が最終保障提供責務に変わった場合においても、メタル設備を用いた加入電話サービスの提供を直ちに終了することは考えておらず、現在ご利用中のお客さまへの丁寧な対応を行い、代替サービスへの移行を進めたうえで、メタル設備を縮退させていく考えです。
- なお、メタル設備の縮退にあたっては、加入電話をご利用中のお客さまにご不便をおかけしないよう、短期間で急速な移行を行うのではなく、当面は、移転の申込等を契機とした移行勧奨を行いながら、将来的にはエリア単位での計画的・面的な移行を開始していくように、お客さまの反応を踏まえながら、段階的に実施していく考えです。
- また、エリア単位での計画的・面的な移行にあたって、縮退する業務区域の単位については、エリアによっては都道府県、市町村単位では規模が大きすぎるケースが想定されるため、そうしたケースが発生した場合は、例えば、町字単位で業務区域を設定する等、代替サービスへの移行とメタル設備の縮退をより円滑に促進可能な柔軟な仕組みを検討していくことが必要と考えます。

NTTに対する質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問15　既存事業者が撤退した場合の空白期間の発生を、撤退時の事前届出で回避しようとする議論があるが、NTTとしては、撤退区域で最終保障提供責務を履行する上での準備期間はどれくらいを想定しているか。

- ブロードバンドのユニバーサルサービスにおいて、NTT東西が最終保障提供責務を担う前提とした場合、既存のブロードバンド提供事業者が撤退した際、当該事業者がサービス提供に用いていた設備をNTT東西のサービス提供に利用ができるか場合は設備構築に要する時間を短縮できる可能性もありますが、利用できない場合は新たに光ケーブル等の整備が必要となります。（実際に他事業者の設備を利用可能かどうかは都度確認検討が必要となります。）
- 新たに整備を要する際、NTT東西におけるルーラルエリアでの整備実績を考慮すれば、構築決定※から最低でも半年以上を要することが想定されますが、伐採・除雪を要するケースや、海底ケーブルの構築を要するケース等においては、更に期間を要することから、そうしたエリアも含めて、どの程度の準備期間が必要となるかについては、エリアの状況・特性等を踏まえて、別途検討が必要となります。

※設備の新規整備が自治体事業・補助事業により行われる場合は、構築決定までに、議会承認等の意思決定プロセスに一定の時間を要することが想定されます。

事後質問

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問１　発表資料４頁の「メタル設備の縮退過程における赤字額」や５頁の「メタル設備の縮退過程における赤字額の経年推移」の前提条件（各年の赤字額の内訳（各役務の契約回線数、回線当たりの赤字額等））を教えてほしい。

- 電話の試算パターン①～④における赤字額の経年推移等の詳細は以下のとおりとなります。

＜パターン①＞

構成員限り

NTTに対する質問

＜パターン②＞

構成員限り

NTTに対する質問

＜パターン③＞

構成員限り

NTTに対する質問

＜パターン④＞

構成員限り

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問２　発表資料４頁と５頁の赤字額は、メタル固定電話利用者すべて（発表資料２頁にある「約1,354万」）が固定電話単体サービスを希望する前提で試算されたものなのか。

- 固定電話のユーザ数については、加入電話からひかり電話・モバイル等の他サービスへの移行や固定電話の利用ニーズがなくなったことによる解約等に伴う加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）等を考慮し、2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザと見込んでいます。
- また、すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客さまについては、今後も光のブロードバンドの利用意向は低いと想定されること、光未提供エリアのお客さまについては、光が提供された場合、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客さまは光ブロードバンドの契約を行い、固定電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行する可能性はありますが、そもそも光未提供エリアにおける加入電話をご利用されているお客さまは現時点で[redacted]回線と全体の[redacted]%程度と僅少であることから、光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）ではなく、固定電話単体サービスを利用する前提で試算を行っています。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問３　メタル固定電話利用者の属性、例えば、住宅/事務所や高齢者世帯や世帯人数などは分かっているのか。

- 加入電話については、お客さまの年齢・世帯人数等を把握していませんが、住宅用・事務用別の契約者数(2023年度末)は以下のとおりです。

（単位：万回線）

		東日本	西日本	東西計
加入電話		574	547	1,121
	住宅用	445	417	862
	事務用	129	130	259

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問４　仮に、ブロードバンドの利用を希望する利用者がいた場合、NTT東西のブロードバンド収支にプラスに働く面もあるが、メタル固定電話利用者の傾向をどのように見ているのか。

- 固定電話のユーザ数については、加入電話からひかり電話・モバイル等の他サービスへの移行や固定電話の利用ニーズがなくなったことによる解約等に伴う加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）等を考慮し、2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザと見込んでいます。
- すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客さまについては、ブロードバンドを必要としない、ブロードバンドはモバイルで利用している等の理由により、NTT東西が提供するブロードバンドサービスのニーズがないお客さまが中心と捉えており、メタルが縮退することを契機として、ブロードバンドサービスのニーズが増えることは想定しにくいと考えます。
- また、光未提供エリアにおいて、光が整備された場合は、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客さまは光ブロードバンドの契約を行い、加入電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行することが見込まれますが、そもそも光未提供エリアにて加入電話をご利用されているお客さまは現時点で[redacted]回線と全体の[redacted]%程度と僅少であることに加えて、そうしたエリアは、需要が疎であることから、採算性が合わず提供を見送ってきたエリアであり、当該エリアでのブロードバンドの収支は赤字になる可能性が高いと想定されます。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問５　発表資料１頁の電話の試算パターン①の前提で、ダークファイバ接続料が2035年度までどのように変動するかご提示いただけますでしょうか。また、同期間のアクセス部分のコスト内訳(年度ごとの光固有部分、メタル固有部分、共通部分の推移)についてもご提示いただきたく考えております。

- コスト試算パターン①においては、ダークファイバ接続料を予測しているのではなく、現在のNTT東西における光1回線あたりコストをベースに、固定電話の施設数減少に伴う線路敷設基盤等の固定費のコスト単価の増加（[redacted]）を見込んで、光回線電話の1回線あたりコスト（[redacted]）を算出しています。
- ダークファイバ接続料についても、光回線電話と同様に、固定電話の施設数減少に伴う線路敷設基盤等の固定費の増加による上昇（[redacted]）が見込まれます。[redacted]
- ただし、実際の上昇金額については、今後の他事業者のダークファイバの将来需要等の変動要素等によって変動してくるものであるため、引き続き、接続料認可のプロセス等においてお示しいたします。

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問６　発表資料１頁の電話の試算パターン①の前提で、光回線電話はフレッツ光ネクストと同じ局外SPに収容されると想定しておりますが、その場合、回線収容率については2035年度までどのように変動すると見込まれているものでしょうか。

- ご認識のとおり、光回線電話とフレッツ光ネクストは同じ局外SPに収容されますが、回線収容率に影響する項目は以下の通り多岐に渡るため、回線収容率の変動を具体的に予測することは難しく、試算においては直近時点の回線収容率を用いてコスト算定しています。
  - ✓ 2035年時点で500万ユーザが光回線電話に移行することにより、NTT東西の光提供済みエリアは収容率が上がる可能性がある一方で、NTT東西の光未提供エリアについては、ブロードバンドの新規需要が見込めないにもかかわらず、そのエリアにおいてもNTT東西が提供する必要があり、当該エリアでは電話サービスのためだけに新規提供を行うため、収容率が低くなると想定されること
  - ✓ フレッツ光ネクストについては、固定無線ブロードバンドの利用の拡大等、市場環境が変化し、2035年までの契約数の見通しが不透明であること

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問７　発表資料１頁の電話の試算パターン①③において「全ての居住エリアでの提供は不可」とありますが、提供不可エリアについてはどのように対応する想定で試算しているものでしょうか（電話提供なしでしょうか）。

- パターン①～④の全ての案において、固定地点での固定電話（0ABJ番号）の利用は引き続き維持することが前提となっています。参照いただいている「屋外（居住エリア）」欄については、当社が提案している「屋外での0A0番号の利用」の提供可否について記載しており、MNOのカバレッジを100%達成するパターン②・④では全国での提供可能となる一方、パターン①・③では現状のカバー率99.9%止まりとなるため、全国での提供可能とはならないことを記載しています。

＜第8回ユニバーサルサービスWG　当社プレゼン資料P.1抜粋＞

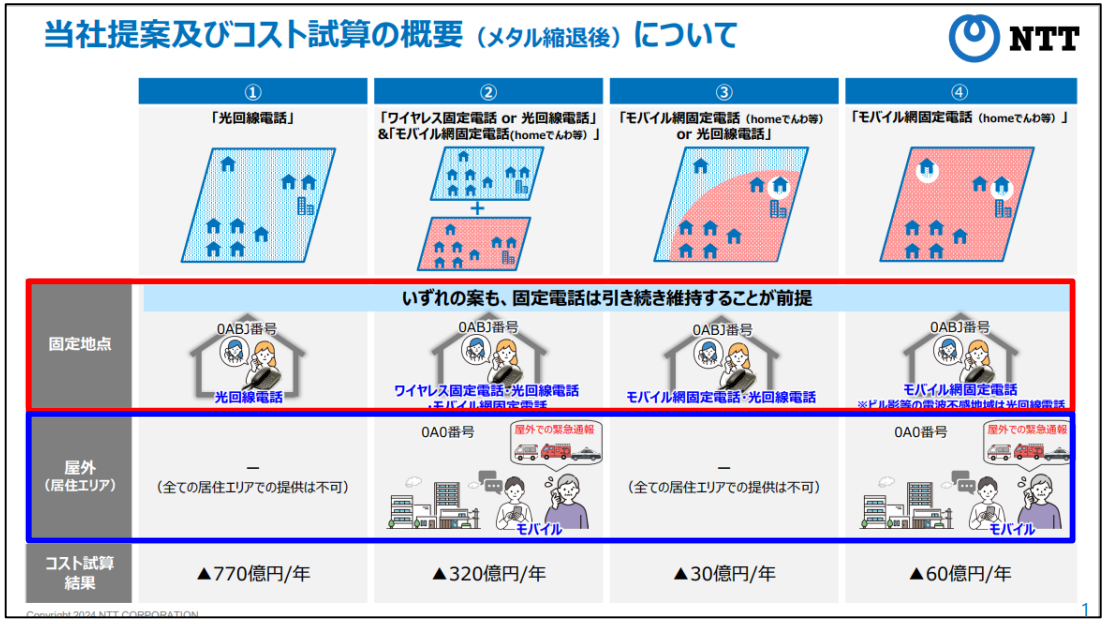

①～④全てのパターンにおいて、
固定地点（0ABJ番号）の利用を保障

②、④のパターンでは、
屋外（0A0番号）の利用保障

NTTに対する質問

ユニバーサルサービス制度のコスト試算について

問８　発表資料４頁の試算において、2025～2035年にかけてエリア単位で段階的に移行することを前提に赤字額を試算されていますが、「エリア単位の移行」をどのように試算に反映されているかご教示いただきたいと考えます。（〇年間でどのエリアで何回線移行する前提、全エリア〇年間で〇%移行の前提等）

- 今回のコスト試算において、エリア単位での代替サービスへの移行については、面的・計画的な移行が本格化する2031年以降、毎年70万回線が代替サービスへ移行する前提としています。
- エリア単位での計画的・面的な移行の具体的な計画については、設備効率の観点から、どのエリアから縮退を行うか、その際の縮退するエリア（業務区域）の単位をどのように設定するか（「メタル設備の線路敷設ルートごと」、「NTTビルの収容エリアごと」等）等を検討し、別途、お示ししていく考えです。

＜第8回ユニバーサルサービスWG　当社プレゼン資料６頁抜粋＞

- 固定電話のユーザ数については、現状の加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）を考慮し、**2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザ**と見込む（固定電話のユーザ数の経年推移については参考2参照）
- **代替サービスへの移行**は、2025年度から段階的に開始し、まずは、お客さまの申込・引越、メタルケーブルの老朽化・故障の発生、道路工事等の支障となる設備を移転する場合等のお客さま接点を契機とした対応をメインに移行を勧奨し、順次、面的・計画的な移行も実施していく。[redacted]
- メタル縮退の過程においては、**代替サービスの費用とメタル設備の維持費用の双方**を見込む。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問９　各社のモバイル網固定電話について、NTTドコモはデータ通信によるIP電話の番号転送、KDDI・ソフトバンクは0A0番号を使った携帯電話の番号転送で実現されていると考えて良いか。

- ドコモがサービス提供する「homeでんわ」については、音声をパケットに変換し、データ通信により伝送するIP電話の方式を用いた電話転送により実現しています。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問10　NTTドコモのhomeでんわがIP電話によるモバイル網固定電話サービスであった場合、そのサービスはインターネット網には出ずに閉域のIPネットワークで接続されていると考えて良いか。

- ドコモがサービス提供する「homeでんわ」については、音声をパケットに変換し、データ通信により伝送するIP電話の方式を用いた電話転送により実現しています。
- その際の通信については、インターネット網を介した通信ではなく、ドコモのモバイルネットワークを利用した通信となります。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問11　NTTドコモのhomeでんわがデータ通信によるIP電話サービスによる音声電話ということに鑑みると、時間帯によりデータ通信が輻輳するような基地局に接続された場合、混雑時間帯は音声電話の品質が下がることが予想されるが、この認識は正しいか。

- 都心部等において、時間帯によりデータ通信が混雑し、音声電話の品質が下がる可能性がありますが、そういった場合には、基地局を増設する等の設備増築の取組みを行っております。
- また、homeでんわは、住宅等での利用が中心であることから、音声電話の品質が下がる懸念は小さいと考えます。なお、 NTTドコモとしては、homeでんわを利用しているお客さまから、混雑して音声が途切れる・電話がつながらないといった苦情は把握しておりません。
- 電話サービスについて、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスの対象とした場合においても、ビル影等を含めた電波不感地域や上記のような音声電話の品質が確保できないエリアについては、NTT東西が光回線電話を提供していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問12　発表資料８頁では、既存のメタル固定電話の交付金制度に加えて、「新たな交付金制度」を求めているが、これは、メタル縮退までの移行期（～2035年度）までに、契約数が減少しても設備の維持コストがかかるため、その赤字部分を補填してほしいということなのか。メタル縮退完了後の2035年度以降もその線が延びているが、これは移行先で発生する赤字部分も補填してほしいということなのか。法改正して「新たな交付金制度」の創設を求めているが、具体的にどのようなイメージなのか教えてほしい。

- メタル設備を用いた固定電話の収支は今後も赤字額が拡大していく見込みであるため、引き続き、既存の交付金制度を継続いただきたいと考えます。一方で、新たな交付金制度については、必要十分かつ過大でない交付金が必要と考えますが、何が代替サービスとなるかによって赤字額も変わるため、まずは代替サービスを決めたうえで、国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重な検討が必要と考えます。

＜第8回ユニバーサルサービスWG　当社プレゼン資料８頁抜粋＞

電話の交付金制度について

NTT

- 当社としては、**メタル縮退までの移行期（～2035年度）においては、引き続きメタルによる加入電話を提供していくことから、それまでの間はメタルを対象とした交付金制度を維持**していただきたい。
- また、**新たなユニバーサルサービス制度における交付金については、必要十分かつ過大でない交付金制度とすることが必要**と考えるが、**まずは、今後のユニバーサルサービスの在り方を議論したうえで、その結果を踏まえて検討していくことが必要。**
- 交付金制度の議論にあたっては、**国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重に検討**していくことが必要。

＜交付金制度のイメージ＞

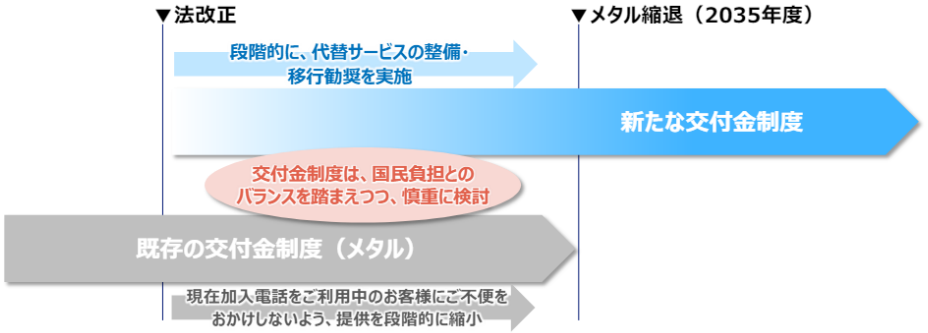

Copyright 2024 NTT CORPORATION

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問13　モバイル網固定電話の利用者から「電話がつながらない」といった苦情や相談はどのくらいの頻度で起こっているか。その中で「緊急通報がつながらず困った」という深刻な事例は発生しているか。

- NTTドコモとしては、homeでんわを利用しているお客さまから、混雑して音声が途切れる・電話がつながらないといった苦情については把握しておりません。（お客さまからの問い合わせ内容については、宅内に設置するターミナルアダプタの機能・設置方法等に関するものが中心となります。）

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問14　発表資料３頁におけるエリア単位の移行とは、具体的にはどのような単位で実際されるのでしょうか（GC局単位でしょうか）。

- エリア単位での計画的・面的な移行にあたって、設備の効率的な縮退の観点から、「メタル設備の線路敷設ルートごと」、「NTTビルの収容エリアごと」などのパターンが考えられ、それらを組み合わせながら移行を図ることになると想定しておりますが、具体的な計画については、今後検討していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問15　発表資料３頁において、2035年目途にメタル固定電話を巻き取るということですが、メタル固定電話に伴う設備（ドライカッパ、管路、とう道等の線路敷設基盤、RT等）については、いつから撤去、除却が開始されるのでしょうか。全国でメタル固定電話の巻き取りが完了した後なのでしょうか、またはエリア毎に移行するということなので、移行が終わったエリアから順次開始されるのでしょうか。

- メタル固定電話の固有設備（ドライカッパ・RT等）に関する撤去・除却の進め方については、メタル縮退を進めていく中で、お客さまの移行状況や工事稼働状況等を勘案しながら、最も効率的な方法を検討していく考えです。
- なお、管路・とう道等の線路敷設基盤のうち、メタルのみで利用するものは撤去・除却を行いますが、光回線や電力線等に利用するものは撤去・除却は行わず、引き続き利用していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問16　詳細なメタル縮退計画は具体的にいつ頃提示されるのでしょうか。その際、エリア毎のスケジュールについても明確化し、開示していただきたいと考えます。

- 詳細なメタル縮退計画については、設備効率の観点から、どのエリアから縮退を行うかや、その際の縮退するエリア（業務区域）の単位をどのように設定するか（「メタル設備の線路敷設ルートごと」、「NTTビルの収容エリアごと」等）等について、今後具体的に検討し、別途、お示ししていく考えです。
- なお、サービスの移行については、今後のユニバーサルサービスとして位置付けるサービスに応じて、代替サービスの提供に要する時間等が異なること等を踏まえ、当該サービスが決まり次第、早期に検討を行う考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問17　加入電話およびドライカッパの新規受付停止時期についてご提示していただきたいと考えます。

- メタル設備を円滑に縮退させていくためには、一定の時期においてメタル設備を用いた固定電話の新規受付を停止せざる得ないと考えますが、具体的な時期については、代替サービスが定まったうえで、お客さまの反応や移行動向等を踏まえながら、今後検討していく考えです。
- また、ドライカッパの新規受付停止時期については、接続事業者様が提供するドライカッパを用いたサービスのお客さまにご不便をおかけしないよう、接続事業者様と協議の上、検討していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問18　メタル固定電話の利用者の移行先のうち、ブロードバンドの利用を希望する利用者については光IP電話（BBと重畳して提供）が移行先となるが、ブロードバンドの加入が前提となるので、例えばそれがNTTであればNTTのブロードバンド収支全体に影響する。コスト効率を考える場合、単に光IP電話部分のみを見れば良いのか、ブロードバンド収支全体も見るべきなのか考慮が必要。例えば、仮にブロードバンドの利用を希望する利用者が半数いた場合、ブロードバンド収支への影響について、どう考えるか。

- 固定電話のユーザ数については、加入電話からひかり電話・モバイル等の他サービスへの移行や固定電話の利用ニーズがなくなったことによる解約等に伴う加入電話ユーザ数の減少トレンド（▲7%/年減少）等を考慮し、2035年時点では500万ユーザ、2045年時点では230万ユーザと見込んでいます。
- すでに光提供済みとなっているエリアで現在も加入電話をご利用されているお客さまについては、ブロードバンドを必要としない、ブロードバンドはモバイルで利用している等の理由により、NTT東西が提供するブロードバンドサービスのニーズがないお客さまが中心と捉えており、メタルが縮退することを契機として、ブロードバンドサービスのニーズが増えることは想定しにくいと考えます。
- また、光未提供エリアにおいて、光が整備された場合は、ブロードバンドの利用ニーズがあるお客さまは光ブロードバンドの契約を行い、加入電話を光ブロードバンドの付加サービス（ひかり電話）へ移行することが見込まれますが、そもそも光未提供エリアにて加入電話をご利用されているお客さまは現時点で[redacted]回線と全体の[redacted]%程度と僅少であることに加えて、そうしたエリアは、需要が疎であることから、採算性が合わず提供を見送ってきたエリアであり、当該エリアでのブロードバンドの収支は赤字になる可能性が高いと想定されます。

第８回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

会合中の質問

KDDIに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　MNO各社のモバイル網固定電話の契約数を情報提供されたい。

構成員限り

事後質問

KDDIに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　各社のモバイル網固定電話について、NTTドコモはデータ通信によるIP電話の番号転送、KDDI・ソフトバンクは0A0番号を使った携帯電話の番号転送で実現されていると考えて良いか。

- ご認識の通り、当社のホームプラス電話は、0A0番号の携帯電話網をお客様アクセス回線とし、事業者網の0ABJ回線との間で転送する方式の「転送電話サービス」です。

KDDIに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　モバイル固定電話の利用者から「電話がつながらない」といった苦情や相談はどのくらいの頻度で起こっているか。その中で「緊急通報がつながらず困った」という深刻な事例は発生しているか。

- ホームプラス電話は、モバイル網を利用している特性上、電波の伝搬状況等に応じて品質に一定の制約があります。特に山間部や離島等の条件不利地域においては、地理的制約により都市部と同等の安定的な通話品質を担保することは困難です。
- 一般呼か緊急呼の区別はできておりませんが、一部のお客さまから品質に関するご意見は寄せられており、電波受信状況の問題に加え、アダプタの不具合や配線の問題、電話機自体の故障など様々なケースがございます。
- モバイル網固定電話の活用に向けては、品質の制約や利用者保護の観点を踏まえて丁寧に検討を重ねることが重要と考えます。
- また、モバイル網固定電話は緊急通報に関する回線保留や呼び返しに準ずる機能が具備されていないなど、加入電話や光IP電話等と仕様が異なります。これらの機能を具備していないことで問題が生じたケースがないか、警察や全国の消防本部等に対して確認が必要と考えます。

第８回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

会合中の質問

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　MNO各社のモバイル網固定電話の契約数を情報提供されたい。

- 当社が提供するモバイル網固定電話（商品名「おうちのでんわ」）は2023年度の通期で累計79.1万回線となります。
「ソフトバンク株式会社 2023年度 決算データシート」P7
https://www.softbank.jp/corp/set/data/ir/documents/presentations/fy2023/results/pdf/sbkk_earnings_datasheet_pdf_20240509.pdf

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　モバイル網固定電話をユニバーサルサービスの代替とすると考えるのであれば、加入電話と同等の品質要件にすることが必要と考えるところ、モバイル網固定電話の安定品質は、各社によってばらつきがあるがなぜか。特にドコモとソフトバンクでは、加入電話と同等の品質要件ではないようだが、混雑していたら音声が途切れることがあるのか。

- モバイル網固定電話の品質差異については、他事業者の仕様詳細が分かりかねることから、当社からはお答えできません。
- なお、当社のモバイル網固定電話については、混雑していても音声が途切れることはありません。

事後質問

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　各社のモバイル網固定電話について、NTTドコモはデータ通信によるIP電話の番号転送、KDDI・ソフトバンクは0A0番号を使った携帯電話の番号転送で実現されていると考えて良いか。

- 当社のモバイル網固定電話についてはご認識の通りです。

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　モバイル固定電話の利用者から「電話がつながらない」といった苦情や相談はどのくらいの頻度で起こっているか。その中で「緊急通報がつながらず困った」という深刻な事例は発生しているか。

- 「電話がつながらない」といった苦情や相談は一定数ありますが、「おうちのでんわ」固有のネットワークに起因するものか、電話機等の端末側の問題か、その他要因かは切り分けが困難です。
- また、「緊急通報がつながらず困った」という深刻な事例は発生しておりません。

第８回会合における事後質問等への回答

事務局への質問に対する回答

会合中の質問

事務局に対する質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問１　2018年EU指令の内容はどういったものか。

- **ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務については、対象役務に関する技術的な指定はなく、**加盟国は、**固定地点において**利用可能である適切なブロードバンドサービスを、**加盟国が指定した品質**で提供しなければならないと定められています（EECC指令（2018/1972）（以下単に「EECC指令」） 84条１項）。また、欧州電子通信規制機関（※１）による報告書を踏まえ、国内の条件及び国内ユーザの大多数が享受している最小帯域幅に照らして、**社会や経済への参画に最低限必要なサービス（※２）を利用するための帯域幅**を確保しなければならないと定めています（EECC指令84条３項）。
  （※１） Body of European Regulators for Electronic Communications（BEREC）
  （※２）下記11サービスが定められている（EECC指令（2018/1972） 別紙V）。
  （１）電子メール、（２）検索およびすべての種類の情報を見つけ出すことのできる検索エンジン、（３）基礎的な訓練および教育向けのオンライン・ツール、
  （４）オンライン新聞もしくはニュース、（５）オンラインによる物品もしくはサービスの購入、注文、（６）仕事探し及びそのツール、（７）プロフェッショナル・ネットワーキング、
  （８）インターネット・バンキング、（９）電子政府サービスの利用、（10）ソーシャル・メディアとインスタント・メッセージング、（11）通話およびビデオ通話（標準品質）

- **ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供主体については、**加盟国は、国内全域における利用可能性を保障するために、**１つまたは複数の事業者を指定**することができるとともに、固定地点もしくは国内の様々な地域における利用を保障するために、別個に事業者若しくは事業者団体を指定することができます（EECC指令86条３項）。また、事業者を指定する場合は、いかなる事業者も予め指定から除外されることのないように、**効率的、客観的、透明性があり、かつ非差別的な方法で指定**しなければならないと定めています（EECC指令86条４項）。

- **ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供条件については、**低廉性の要件として、加盟国に対して、国内の全ユーザが**手頃な価格**でサービスを利用できるよう担保することを定めています（EECC指令84条１項）。 また、加盟国の規制当局は、関係当局と連携して、特に国内価格及び国内ユーザの所得との関連で、市場におけるユニバーサルサービスの**小売価格の推移及び水準を監視しなければならない**と定められています（EECC指令85条１項）。加えて、加盟国は提供事業者に対し、地域平均を考慮した**共通の料金体系を国内全体に適用**するよう要求できるとも定められています（EECC指令85条２項）。さらに、ユニバーサルサービスは**費用対効果の高い方法**で提供されなければならないと定められています（EECC指令86条４項）。

出典：「欧州電子通信コードを制定する 2018 年 12 月 11 日の欧州議会及び理事会指令（EU）2018/1972」Directive (EU) 2018/1972 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 establishing the European Electronic Communications Code (Recast) Text with EEA relevance, OJ L 321, 17.12.2018, https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2018/1972/oj

事務局に対する質問

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方について

問２　諸外国のブロードバンドのユニバーサルサービスについて、交付金制度はどうなっているか。

- イギリスについては、USP（ユニバーサルサービス提供者）に対して、ユニバーサルサービスの提供義務履行コストを補償するため規則に基づき、**純費用**（ユニバーサルサービス提供にかかる費用から、ユニバーサルサービス提供によってUSPが受ける利益を控除した金額）が、**通信事業者からなる業界基金より支払われます**。現時点で、当該制度（2020年制定）に基づく**支払いの実績はありません**。

- フランスについては、**ユニバーサルサービス義務に起因する費用**（事業者がユニバーサルサービス義務を負わなければ回避できた負担）が、通信事業者の拠出に基づく基金から支払われます。現時点で、基金に対して通信事業者から拠出が行われており、また基金から通信事業者に対して純費用が補填されています。純費用の金額は、提供にかかる費用から、ユニバーサルサービス事業者であるために得られる利益などを控除したものです。

- ドイツについては、連邦ネットワーク庁が電気通信サービスの供給が不足していることを宣言した地域（ユニバーサルサービスWG第８回資料8－1参照）においてサービス提供を行う事業者は、連邦ネットワーク庁に対して、サービス提供に要した費用を申請し、これが**不合理な負担と認められた場合に補償**を受けます。現時点で、当該制度に基づきサービス提供を行う**事業者の指定の実績はありません**。

- オーストラリアについては、ユニバーサルサービスの対象となる固定電話、公衆電話、ブロードバンドを提供する事業者に補助金が支払われるほか、NBN Coの固定無線及び衛星ブロードバンドサービスの提供をサポートする支援制度により、**当該インフラの維持費用（ルーラル地域での提供にかかる赤字）が補填**されています。

- 韓国については、ユニバーサルサービスの提供事業者に対して、それ以外の電気通信役務提供者の分担により、**ユニバーサルサービスの提供から生じる損失を補填する制度**となっており、損失補償額は70%とされています。

事後質問

事務局に対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　今回は、メタル縮退を契機として固定電話単体利用者をどうするか、回線数が減少する中でメタルの維持費用をどうするかという問題に直面しているが、海外では、メタルから光へのマイグレーションを計画する動きがあり、おそらくその過程で同じことが問題になっているように推察する。ブロードバンド技術の進展状況は各国によって異なるが、示唆もあると思うので、海外の動向を参考にしてはどうか。

- ご指摘のとおり、今後メタル縮退計画が具体化されていくのに伴い、海外の動向も参考にさせていただきます。

第９回会合における事後質問等への回答

第９回会合における事後質問等への回答

NTTへの質問に対する回答

会合中の質問

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　NTTにおいてしっかりメタルの売却益の見積もりを移行計画の中で示し、相当程度見込まれるのであれば、メタルの事業収支に反映させて利用者にも適宜開示していただきたい。

- メタルケーブルの売却益については、現時点では、いつ時点でどの程度の規模の売却益が発生するかは明確に試算を行っていませんが、今後移行計画を具体化していく中で、メタルケーブルの売却による収入と撤去に要する費用、今後メタル設備が縮退していく中で拡大していくと想定される保守費等の運用上のコスト等が、メタル事業の収支に与える影響を総合的に勘案し、撤去や売却を行う時期等を検討していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　安心系のサービスについて、NTTは今後の移行計画の中で、メタル利用者に対して個別に利用状況や利用希望の調査をするなどして、丁寧にくみ取っていただくようにお願いする。

- 安心系サービスに限らず、加入電話から代替サービスへ移行することにより、お客さまの利用用途に対してどのような影響があるのかを考慮し、仮に継続してご利用いただけないサービスがある場合は、お客さまにご迷惑をおかけしないよう、代替サービスをご案内していくことが必要と考えており、今後、詳細にサービス影響等を確認のうえ、お客さま対応方針を検討していく考えです。

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問３　事務局資料９－５の、業務区域に関する規制の見直しをすることでメタルからの移行促進を図るという案は、方向としてはよく分かる。ただ、市町村はかなり規模の差が大きく、具体的なエリアの定義を見るときには、具体的な移行のしやすさ、100%世帯カバー率を実現するようなエリアのユニットをどう設けていくか、かなり慎重な検討が必要。NTTは、市町村単位という行政区画が、物理的なネットワークのカバー率を考えるに当たり、どれくらいレリバンシーをもっていると考えるか。

- 業務区域を現行の都道府県の単位から、より小さい単位に見直すことにより、メタルの縮退と代替サービスへの移行促進がより円滑かつ効率的に進むものと考えています。
- メタル設備の縮退にあたっては、「メタル設備の敷設ルートごと」、「NTT収容局のエリアごと」等の単位で以下の過程を経ることとなり、綿密に縮退計画を検討・実行していくことが必要となります。
  具体的な計画はこれから検討していきますが、エリアによっては市町村単位では規模が大きすぎるケースが想定されるため、そうしたケースが発生した場合は、例えば、町字単位で業務区域を設定する等、代替サービスへの移行とメタル設備の縮退をより円滑に促進可能な柔軟な仕組みを検討していくことが必要と考えます。

  ①代替サービスが提供可能であることを確認したうえで、お客さまへ代替サービスへの移行勧奨を実施

  ②移行回線数を将来的に増大させないためにメタルの加入電話の新規受付を停止

  ③メタルの加入電話をご利用中の全てのお客さまに、代替サービスに移行いただく（面的な移行工事を実施）

  ④メタル回線を撤去

事後質問

NTTに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　第９回会合の事業者ヒアリングでの意見交換において、「NTTは撤去することとなるメタル回線の資産価値や収支等をあきらかにすべき」との趣旨のコメントが複数の構成員から出されたことを踏まえ、今後、NTTはこれを　早急に試算することが求められたと考えますが、NTT東日本の澁谷社長は、2024年1月の日経ビジネスのインタビュー記事において、メタル回線の撤去や光ファイバの敷設のコストに関して、以下の発言をしています。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

”メタル回線は利用者宅から管路や「とう道」と呼ばれる線路敷設基盤を通じて、NTTの局舎に接続されている。撤去して新たに光ファイバーなどを敷設するには、膨大なコストと時間がかかるだろう。「撤去した銅線を資源として売ることを考えれば、撤去コストを回収できる可能性はある。いかに安く撤去できるか。現場で工法を徹底的に磨き始めている。」NTT東日本の澁谷直樹社長は明かす。”

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

NTT東西は、全国約6000万世帯・事業所に敷設するメタル回線の撤去に係る費用と、そのメタル回線の資産価値（売却益）を早急に試算するとともに、今後光ファイバ世帯整備率99.9%達成するために必要な約５万世帯※については、事実上NTT東西にしか敷設する能力を有しないことから、ブロードバンドユニバーサルサービスにおいて最終保障提供責務を担うNTT東西が必要な追加的費用を明示すべきと考えられますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。その際、メタルの撤去工事と新規光ファイバ敷設は同時工事を行う前提とし、光ファイバ敷設に係る費用（材料費・工数等）はその増分のみとすることが適当と考えられますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

※　現時点で敷設済の光ファイバ（整備率99.84%：未整備世帯約10万世帯）から、2027年度末までに整備率99.9%（未整備世帯約５万世帯）に引き上げるための追加費用。

NTTに対する質問

- メタルケーブルの売却益については、現時点では、いつ時点でどの程度の規模の売却益が発生するかは明確に試算を行っていませんが、今後移行計画を具体化していく中で、メタルケーブルの売却による収入と撤去に要する費用、今後メタル設備が縮退していく中で拡大していくと想定される保守費等の運用上のコスト等が、メタル事業の収支に与える影響を総合的に勘案し、撤去や売却を行う時期等を検討していく考えです。
- 光ファイバ世帯カバー率99.9%の達成はもとより、ブロードバンドの世帯カバー率100%に向けては、 NTT東西として、必要十分かつ過大でない補助金・交付金制度を活用し、光基盤の整備・維持に積極的に取り組む考えです。また、あわせて、光未提供エリアにおいて、NTT東西よりも効率的に光サービスを提供可能な事業者（例えば、当該エリアに隣接したエリアで光サービスを提供している事業者等）がいる場合は、経済効率性の観点から、当該事業者が交付金制度等を活用することにより、光の新規整備及び維持を行うことで、サステナブルな仕組みを実現すべきと考えます。その上で、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、提供主体が存在しない地域においては、上記の交付金制度等や他事業者の設備を活用したサービス提供の実現等の条件が整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う考えです。
- 世帯カバー率99.9%を達成するための光ファイバ敷設に係る費用（整備費）は、第６回ユニバーサルサービスWG当社プレゼン資料の試算※でお示ししたとおり、1,200億円となります。※2021年度末時点の光回線の世帯カバー率99.7%を99.9%に引き上げる試算
- メタルケーブルの撤去工事と新規光ファイバの敷設工事を同時に行うことができる場合には、工事コストを削減できる可能性はありますが、実際には、光回線電話がメタル固定電話の代替サービスとなるエリアでは、先に光ファイバを新規整備し代替サービスとして提供開始した後にメタルの撤去を行う必要があること、また、デジタル田園都市国家構想の光ファイバ世帯カバー率99.9%の達成目標が2027年度末までであるのに対し、メタル縮退においては、お客さまへの事前の丁寧な周知・説明と代替サービスへの移行を行う期間が必要となり、本格的な面的移行は2027年度末より先になることを踏まえると、同時工事が可能となるケースは限定的と想定されます。今後、効率的にメタルケーブルを撤去する方法を検討し、撤去計画を具体化していく考えです。

NTTに対する質問

＜第６回ユニバーサルサービスWG　当社プレゼン資料８頁抜粋＞

2-6. 収支の試算結果（BB）

NTT

- 最終保障提供責務を課すことで、ブロードバンドカバー率100%を実現。
- デジタル田園都市国家構想（99.9%までは光でカバー）の実現を前提として試算を実施。
  残りの0.1%についても光でカバーした場合（①）の赤字額は▲70億円/年に対し、光と無線のうちコストミニマムな方式にてカバーする場合（②）は▲30億円/年に留まる。

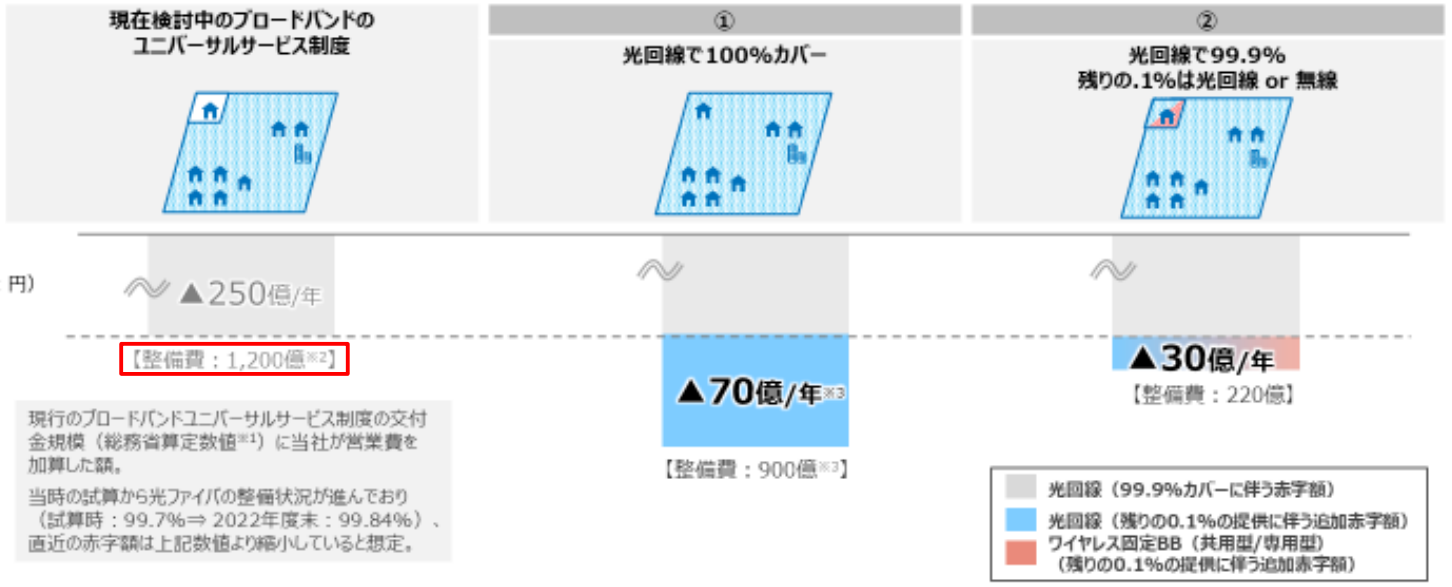

※1：第18回ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（2022年2月）　資料18-4「新たな交付金制度の効果と費用」における費用（227億円）
※2：特別支援区域（未提供エリア）を整備した際の赤字額を基に当社が推計
※3：第18回ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（2022年2月）　資料18-4「新たな交付金制度の効果と費用」における費用（227億円）の際に総務省側が算出した99.9%から100%に世帯カバー率を上昇させる際の赤字額に当社が営業費を加算

Copyright 2024 NTT CORPORATION

第９回会合における事後質問等への回答

KDDIへの質問に対する回答

会合中の質問

KDDIに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　モバイルでは色々緊急通報に問題があることは分かったが、実際、緊急通報もモバイル網からが大半を占めており、単身世帯で固定電話を持っていない人は多いし、緊急通報が増える災害時は避難して自宅の固定電話が使えないため、モバイル網からの緊急通報の質を高めることが非常に重要。KDDIとしては、この課題に対して例えばオプションサービス提供など、どのような対策を講じているか。

- 当社の携帯電話サービスにおいて、呼び返しに準ずる機能の実装を検討中です。一部、第三者との通話制限機能については、技術的に困難であることから現時点で実現の目処が立っていません。
- また、緊急通報受理機関において実装を検討中の各機能を利用いただくためには、各指令台の光IP回線への移行が完了している必要があります。
- したがって、現状ではモバイル網固定電話をユニバーサルサービスの対象役務に指定する際には、緊急通報受理機関からの要請機能の具備のみならず、それらの機能を実際に利用可能とするための個々の消防本部等の指令台の移行状況もご考慮いただく必要があると考えます。

KDDIに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　KDDIの資料11頁のアンケート自体は、2016年なので少し古く、例えば自治体が高齢者に貸出す緊急通報装置は、従来の固定電話接続だけでなく、現在はLTE回線で接続するものも出てきており、ガスの検針サービスには既にサービス終了のものも含まれている。その事実についてわかれば教えてほしい。

- ご指摘の通り、一部の自治体における安心系サービスは携帯電話回線や光回線で提供されているサービスもあることは承知しておりますが、メタル回線を利用した安心系サービスのみを提供する自治体もございます。
- メタル回線を利用した安心系サービスと比較し、光回線やモバイル回線を利用した安心系サービスは割高になる傾向があり、メタル回線を利用した安心系サービス利用者が同水準の料金で移行できるかどうか、についても留意が必要です。
- したがって、メタル回線を利用した安心系サービスの利用者に対し、代替手段を丁寧に周知・提供していくことが重要と考えます。利用者目線に立ち、同等のサービスを適切な料金で継続的に利用できるよう必要な対策を講じることが適当です。
- なお、ガスの検針サービス（ノーリンギング通信）については、NTT東西の固定電話のIP網への移行により、サービス提供が終了しているものと承知しております。

第９回会合における事後質問等への回答

ソフトバンクへの質問に対する回答

会合中の質問

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　仮にユニバーサルサービスに位置付けるのであれば、モバイル網固定電話は第二号基礎的電気通信役務と同等の規律をかけるべきとのことだが、現状、ワイヤレス固定電話はそうはなっていない。あえて異なる扱いをすべき理屈は何か。

- ワイヤレス固定電話は、加入電話が既に基礎的電気通信役務として約款外提供等が禁止されている中、NTT東西の提案（※1）によりNTT東西の電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から加入電話の代替サービスとして例外的に認められた役務（※2）であり、加入電話と同じ規律が課せられて然るべきものと考えます。
- 一方、モバイル網固定電話は、市場競争の中で発展してきたサービスであり、その成り立ちがワイヤレス固定電話とは全く異なります。またMNO各社によりサービス提供がなされ、競争の中で柔軟な料金設定やキャンペーンも既に実施されている中、約款外提供等を禁止する第一号基礎的電気通信役務と同等の規律を課す理由もありません。
- したがって、仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に含める場合には、その規律は第二号基礎的電気通信役務の規律と同様とすることで十分（※3、※4）と考えます。加えて、現状のサービス仕様・提供条件の変更の必要性を生じさせないことも必須と考えます（事後的にサービス仕様・提供条件の変更を強いられることは、サービス提供の一部撤退・終了などに繋がる可能性もあり）。

（※1　電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証　最終答申　８頁）
　固定加入電話は、当面の間、ブロードバンドサービスや携帯電話を補完し、全ての世代に対し、あまねく全国における基礎的なサービスとして、その継続的な提供を確保するに当たり、先進的な技術を活用する等の効率化を図っていくことが提言された。
　この点について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、2025 年までに公衆交換電話網（PSTN）を IP 網に移行するに当たり、利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。

（※2　電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証　最終答申　13頁）
　NTT東西による他者設備の利用に当たっては、電話の役務の提供に係る責務を確保する観点から、以下(2)～(5)の考え方に基づき、所要の要件を満たすことを確認すべく、NTT東西の申請に基づく認可制を導入することが適当である。

（※3　ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会　中間取りまとめ　24頁）
　有線ブロードバンドサービスは、加入電話と異なり、複数の事業者が競争環境にあり、様々なサービスが提供されている状況に鑑み、必ずしも全ての利用者に対する同一の提供条件を担保する必要はないと考えられる。このため、料金を含む提供条件については、相対取引による約款外での役務提供を認めつつ、一定の契約条件による役務提供を保障する約款規制により対応することが考えられる。

（※4　ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会　最終取りまとめ　31頁）
　有線ブロードバンドサービスは、利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが特に高いことから、有線ブロードバンドサービスについては引き続き相対契約を認め、届出のあった約款は、相対契約を行わない場合に適用される約款と位置付けることが適当である。この場合であっても、利用者は、事業者が相対で提示した提供条件に不満がある場合は、届出約款によるサービスを受けることができることから、役務提供の公平性は担保されるものと考えられる。

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　NTTグループの責務とするべきという提案に関しては、禁止行為などの公正競争上の規律はかかっているのが大前提だった。禁止行為などが起こると考える理屈を補足されたい。

- NTTグループとしてNTT東西とNTTドコモが共同で責務を課される場合、効率的にその責務を遂行すべく、両社間でエリア関連情報や接続情報などについて密にやり取りされることが考えられ、結果としてこれら情報の不適切な取り扱い（特定事業者の優遇、情報の目的外利用等）が発生する可能性が高まるものと考えます。
- なお、NTT東西とNTTドコモの双方に責務を課すことについては、禁止行為に関する懸念のほか、我が国の基幹インフラの弱体化（責務の履行主体をNTT東西からNTTドコモに積極的に移すことで、NTT東西が保有する設備や線路敷設基盤が縮退する等）の懸念もあります。

事後質問

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問１　モバイル網固定電話について「第一号基礎的電気通信役務と同等の規律となると、約款外での提供が禁止になる、キャンペーンの事前届出が必要になるなど、柔軟にできないため、第二号基礎的電気通信役務に近い規律とするのが適当」とのコメントがあったが、過去にキャンペーン等の事例があったのかについてご紹介頂きたい。

- 2017年7月5日より現在に至るまで「おうちのでんわ　まとめてスタートキャンペーン」など（※1）を実施しております。
- また、過去にも「Air 4G/5G共通プラン限定！SoftBank Airとおうちのでんわでずーっと割引」キャンペーンを行っていた実績がございます（※2）。

（※1）

■おうちのでんわ　まとめてスタートキャンペーン
- おうちのでんわ課金開始日が属する月に「でんわまとめて割」が適応された場合に契約事務手数料880円、及び番号利用登録料1,100円を無料とするもの
- 参考URL（https://www.softbank.jp/internet/campaigns/list/ouchinodenwa-matometestart/）

■おうちのでんわ スタート割
- 本キャンペーン実施期間中に、当社指定の販路にて新たに対象サービスにお申し込みいただいた場合、528円×最大12ヵ月間の月額基本料金の割引を行うもの
- 参考URL：https://www.softbank.jp/internet/campaigns/list/ouchinodenwa-startwari/

■おうちのでんわ 5オプションパックキャンペーン
- 「おうちのでんわ」新規お申し込みと同時に5つのオプションサービスをすべてお申し込みいただくと、「番号表示サービス」、「番号通知リクエストサービス」、「キャッチ電話サービス」、「着信転送サービス」、「着信お断りサービス」が月額料金638円で利用可能となるもの
- 参考URL：https://www.softbank.jp/internet/campaigns/list/ouchinodenwa-5options/

（※2）
- おうちのでんわと「Air 4G/5G共通プラン」にてご利用中のSoftBank Airとの組み合わせで適用条件を満たしたお客さまに対し、毎月550円割引などの特典を提供するキャンペーン
- 参考URL（https://www.softbank.jp/internet/campaigns/list/air-ouchinodenwa-setwari/）

ソフトバンクに対する質問

電話のユニバーサルサービスの在り方について

問２　第二号基礎的電気通信役務は、「利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが特に高い」といった事情があったことから相対契約も認められたと理解しているが、モバイル網固定電話に同じような事情があれば、教えて頂きたい。

- モバイル網固定電話は元々市場の競争の中で誕生したサービスであり、過去にも弊社サービスとセットで割引を行うなど、約款外での各種キャンペーンを実施してきたという実績がございます。
- また今後法人向けに積極的に販売展開した場合、相対契約のニーズは相応にあるものと考えています。